

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第38号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年香川県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第18条第2号に掲げる給付金（以下「訓練手当」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則</u>（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>雇用対策法</u>（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第18条第2号に掲げる給付金（以下「訓練手当」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設をいう。以下同じ。）の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項の認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>雇用対策法施行規則</u>（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出</p>

をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第11号において同じ。)を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをしたもの(省令第1条の4第1項第7号イ(4)に該当する者に限る。)

(9)~(11) 略

(12) 省令附則第2条第1項第2号に定める者

(13)~(15) 略

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者(他の安定した職業に就いているものを除く。)で省令第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設の行う職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条の短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

#### 別表(第3条関係)

1 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.07以下のもの又は一眼の視力が0.08かつ他眼の視力が手動弁以下のもの

2~17 略

をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第11号において同じ。)を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをしたもの(雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(4)に該当する者に限る。)

(9)~(11) 略

(12) 雇用対策法施行規則附則第2条第1項第2号に定める者

(13)~(15) 略

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者(他の安定した職業に就いているものを除く。)で雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条の短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

#### 別表(第3条関係)

1 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。)の和が0.08以下のもの

2~17 略

第1号様式(その1) (第9条関係)

訓練手当受給資格認定申請書										
年 月 日										
香川県知事 殿										
申請者氏名 <span style="float:right">㊸</span>										
訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。										
①申請する訓練手当の種類※	基本手当		技能習得手当(受講手当)			寄宿手当				
②申請者の記入する欄(4)～(7)は寄宿手当の申請者のみ記入)	(1)氏名			(2)生年月日	年 月 日(満歳)					
	(3)住所又は居所									
	(4)家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業	扶養の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所		
						有・無	同居・別居			
						有・無	同居・別居			
						有・無	同居・別居			
						有・無	同居・別居			
				有・無	同居・別居					
(5)寄宿の事実	有・無		(6)寄宿開始年月日	年 月 日						
(7)寄宿前の住所又は居所										
③※ 職業訓練を行う施設の長(求職者支援訓練にあつては、県の確認欄)	(1)訓練の別	公共職業訓練		職場適応訓練		求職者支援訓練				
	(2)訓練期間	自 年 月 日 至 年 月 日			(3)訓練職種					
	(4)訓練受講指示の根拠	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則								
	(5)雇用保険基本手当等の受給資格の有無	有・無								
	種類	ア 雇用保険法の規定による基本手当又は傷病手当	イ 雇用保険法の規定による日雇労働求職者給付金	ウ 国家公務員退職手当法の規定による退職手当	エ ア～ウに相当する手当であつて地方公共団体が支給するもの					
		有 無	有・無	有・無	有・無	有・無				
	金額									
受給期間										
(6)雇用保険法の規定による特例一時金受給の有無	有	特例一時金に係る離職の日 年 月 日 公共職業安定所による失業していることについての認定があつた日 年 月 日								
(7)駐留軍関係離職者等臨時措置法・沖繩振興特別措置法該当事の有無	有(㊸・㊹) 無									
上記の申請者は、職業訓練を受講していることを証明する。 年 月 日 職業訓練を行う施設の所在地 (職業訓練を行う施設の長の職氏名) <span style="float:right">㊹</span>										

- (注意) 1 ②欄には、必要な事項を記入し、又は該当する箇所に○印を付けてください。  
 2 ②欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを求めることがあります。  
 3 ※欄には記入しないでください。  
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
 5 求職者支援訓練の場合は、職業訓練を行う施設の長の証明は、必要ありません。

第1号様式(その1) (第9条関係)

訓練手当受給資格認定申請書										
年 月 日										
香川県知事 殿										
申請者氏名 <span style="float:right">㊸</span>										
訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。										
①申請する訓練手当の種類※	基本手当		技能習得手当(受講手当)			寄宿手当				
②申請者の記入する欄(4)～(7)は寄宿手当の申請者のみ記入)	(1)氏名			(2)生年月日	年 月 日(満歳)					
	(3)住所又は居所									
	(4)家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業	扶養の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所		
						有・無	同居・別居			
						有・無	同居・別居			
						有・無	同居・別居			
						有・無	同居・別居			
				有・無	同居・別居					
(5)寄宿の事実	有・無		(6)寄宿開始年月日	年 月 日						
(7)寄宿前の住所又は居所										
③※ 職業訓練を行う施設の長(求職者支援訓練にあつては、県の確認欄)	(1)訓練の別	公共職業訓練		職場適応訓練		求職者支援訓練				
	(2)訓練期間	自 年 月 日 至 年 月 日			(3)訓練職種					
	(4)訓練受講指示の根拠	雇用対策法施行規則								
	(5)雇用保険基本手当等の受給資格の有無	有・無								
	種類	ア 雇用保険法の規定による基本手当又は傷病手当	イ 雇用保険法の規定による日雇労働求職者給付金	ウ 国家公務員退職手当法の規定による退職手当	エ ア～ウに相当する手当であつて地方公共団体が支給するもの					
		有 無	有・無	有・無	有・無	有・無				
	金額									
受給期間										
(6)雇用保険法の規定による特例一時金受給の有無	有	特例一時金に係る離職の日 年 月 日 公共職業安定所による失業していることについての認定があつた日 年 月 日								
(7)駐留軍関係離職者等臨時措置法・沖繩振興特別措置法該当事の有無	有(㊸・㊹) 無									
上記の申請者は、職業訓練を受講していることを証明する。 年 月 日 職業訓練を行う施設の所在地 (職業訓練を行う施設の長の職氏名) <span style="float:right">㊹</span>										

- (注意) 1 ②欄には、必要な事項を記入し、又は該当する箇所に○印を付けてください。  
 2 ②欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを求めることがあります。  
 3 ※欄には記入しないでください。  
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
 5 求職者支援訓練の場合は、職業訓練を行う施設の長の証明は、必要ありません。

第2号様式（その1）（第9条関係）

訓練手当受給資格認定申請書（県外施設用）

年 月 日

香川県知事

殿

申請者氏名

㊦

訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。

①申請する手当の種類（該当するものに○）	基本手当	受講手当	寄宿手当
②申請者の状況	ふりがな氏名 (生年月日) 年 月 日 (満 歳)		
	住所又は居所 (入校前)		
	(入校後)		
③扶養親族に関する事項（寄宿手当の申請者のみ記入）			
家族の状況	氏名	続柄	年齢
			扶養の有無
			同居・別居の別
			別居している者の住所又は居所
④雇用保険基本手当等の受給資格又は生活保護の受給 有・無（該当するものに○）			
雇用保険法の規定による基本手当又は傷病手当		雇用保険法の規定による日雇労働求職者給付金	
国家公務員退職手当法の規定による退職手当			
上記に相当する手当であって地方公共団体が支給するもの			
生活保護	その他（ ）		
※⑤能力開発施設証明欄	(入校年月日) 年 月 日	(訓練科目)	訓練期間 自 年 月 日 至 年 月 日
	寄宿舎の入居状況 入居（ 年 月 日） ・ 入居していない		
	上記の申請者は、公共職業訓練を受講していることを証明する。 年 月 日 職業訓練を行う施設の所在地 (職業訓練を行う施設の長の職氏名) ㊦		
※⑥出身都道府県処理欄			
(支給要件) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第 条 項 号 (附則第 条 項 号)			
(類似の手当の受給) 有 ( ) ・ 無 ( )		(月額) 円	(受給期間) 自 年 月 日 至 年 月 日
添付書類	受講指示書写	手帳等の写	入寮許可書等
	振込口座写	雇用保険、生活保護等	寄宿届
区分	日 額 (月 額)		認 定 年 月 日
基本手当			
受講手当			
寄宿手当			
(備考)			

- (注意) 1 ③欄の事項については、市町村長の証明書を添えることを求めることがあります。  
2 ※欄には記入しないでください。  
3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（その1）（第9条関係）

訓練手当受給資格認定申請書（県外施設用）

年 月 日

香川県知事

殿

申請者氏名

㊦

訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。

①申請する手当の種類（該当するものに○）	基本手当	受講手当	寄宿手当
②申請者の状況	ふりがな氏名 (生年月日) 年 月 日 (満 歳)		
	住所又は居所 (入校前)		
	(入校後)		
③扶養親族に関する事項（寄宿手当の申請者のみ記入）			
家族の状況	氏名	続柄	年齢
			扶養の有無
			同居・別居の別
			別居している者の住所又は居所
④雇用保険基本手当等の受給資格又は生活保護の受給 有・無（該当するものに○）			
雇用保険法の規定による基本手当又は傷病手当		雇用保険法の規定による日雇労働求職者給付金	
国家公務員退職手当法の規定による退職手当			
上記に相当する手当であって地方公共団体が支給するもの			
生活保護	その他（ ）		
※⑤能力開発施設証明欄	(入校年月日) 年 月 日	(訓練科目)	訓練期間 自 年 月 日 至 年 月 日
	寄宿舎の入居状況 入居（ 年 月 日） ・ 入居していない		
	上記の申請者は、公共職業訓練を受講していることを証明する。 年 月 日 職業訓練を行う施設の所在地 (職業訓練を行う施設の長の職氏名) ㊦		
※⑥出身都道府県処理欄			
(支給要件) 雇用対策法施行規則第 条 項 号 (附則第 条 項 号)			
(類似の手当の受給) 有 ( ) ・ 無 ( )		(月額) 円	(受給期間) 自 年 月 日 至 年 月 日
添付書類	受講指示書写	手帳等の写	入寮許可書等
	振込口座写	雇用保険、生活保護等	寄宿届
区分	日 額 (月 額)		認 定 年 月 日
基本手当			
受講手当			
寄宿手当			
(備考)			

- (注意) 1 ③欄の事項については、市町村長の証明書を添えることを求めることがあります。  
2 ※欄には記入しないでください。  
3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成30年7月1日から適用する。  
2 改正前の第1号様式（その1）及び第2号様式（その1）による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。